

# 柳井市地域防災計画

## 新旧対照表

（風水害等対策編）



	修正案	現行	備考								
P3	<p>第1部 総則</p> <p>第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び住民・事業所等のとるべき措置</p> <p>第2節 柳井地域広域水道企業団</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柳井地域広域水道企業団</td> <td>1 水道施設等の防災対策に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 被害情報の収集及び伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 災害時における応急給水及び応急復旧の実施に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 柳井地区広域消防組合 (略)</p> <p>第4節 山口県 (略)</p> <p>第5節 指定地方行政機関 (略)</p> <p>第6節 山口県警察 (略)</p> <p>第7節 自衛隊 (略)</p> <p>第8節 指定公共機関 (略)</p> <p>第9節 指定地方公共機関・公共的団体 (略)</p> <p>第10節 住民、事業所等 (略)</p>	機関名	事務又は業務の大綱	柳井地域広域水道企業団	1 水道施設等の防災対策に関すること		2 被害情報の収集及び伝達に関すること		3 災害時における応急給水及び応急復旧の実施に関すること	<p>第1部 総則</p> <p>第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び住民・事業所等のとるべき措置</p> <p>第2節 柳井地区広域消防組合 (略)</p> <p>第3節 山口県 (略)</p> <p>第4節 指定地方行政機関 (略)</p> <p>第5節 山口県警察 (略)</p> <p>第6節 自衛隊 (略)</p> <p>第7節 指定公共機関 (略)</p> <p>第8節 指定地方公共機関・公共的団体 (略)</p> <p>第9節 住民、事業所等 (略)</p>	<p>組織追加</p> <p>節番号修正</p>
機関名	事務又は業務の大綱										
柳井地域広域水道企業団	1 水道施設等の防災対策に関すること										
	2 被害情報の収集及び伝達に関すること										
	3 災害時における応急給水及び応急復旧の実施に関すること										
P22	<p>第2部 風水害等対策計画</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第3節 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 規制区域の指定（建設部都市計画課） (略)</p> <p>(2) 公園、緑地、緑道等の整備（建設部都市計画課） (略)</p>	<p>第2部 風水害等対策計画</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第3節 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 規制区域の指定（建設部都市計画・建築課） (略)</p> <p>(2) 公園、緑地、緑道等の整備（建設部都市計画・建築課） (略)</p>	<p>組織改編</p> <p>組織改編</p>								
P23	<p>第4節 台風・大雨による浸水の防止</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 浸水想定区域の把握・周知（建設部土木課、下水道課） (略)</p> <p>(3) 内水（雨水出水）排除（建設部土木課、下水道課）（経済部経済建設課）</p>	<p>第4節 台風・大雨による浸水の防止</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 浸水想定区域の把握・周知（建設部土木課、上下水道部下水道課） (略)</p> <p>(3) 内水（雨水出水）排除（建設部土木課、上下水道部下水道課）（経済部経済建設課）</p>	<p>組織改編</p> <p>組織改編</p>								

	修正案	現行	備考
	<p>ア 下水道等の整備による内水排除 本市においては、下水道整備事業を推進しているところであり、<b>建設部</b>下水道課は、今後ともその計画的な実施により内水排除能力の向上に努める。</p> <p>イ ポンプ排水 本市においては、内水排除に重要な役割を果たす排水ポンプ等の排水施設について整備を推進しているところであり、<b>建設部</b>下水道課及び経済部経済建設課は、今後ともその計画的な実施により内水排除能力の向上に努める。</p> <p>ウ 自然排水 宅地開発及び市街化の進展による地域の自然条件の変化も考慮し、本市では排水溝、排水路、水門等の整備を推進しているところであり、<b>建設部</b>下水道課は、今後ともその計画的な実施を図る。</p>	<p>ア 下水道等の整備による内水排除 本市においては、下水道整備事業を推進しているところであり、<b>上下水道部</b>下水道課は、今後ともその計画的な実施により内水排除能力の向上に努める。</p> <p>イ ポンプ排水 本市においては、内水排除に重要な役割を果たす排水ポンプ等の排水施設について整備を推進しているところであり、<b>上下水道部</b>下水道課及び経済部経済建設課は、今後ともその計画的な実施により内水排除能力の向上に努める。</p> <p>ウ 自然排水 宅地開発及び市街化の進展による地域の自然条件の変化も考慮し、本市では排水溝、排水路、水門等の整備を推進しているところであり、<b>上下水道部</b>下水道課は、今後ともその計画的な実施を図る。</p>	
	<p><b>第17節 個別応急対策の迅速・的確な遂行のための事前措置の充実</b></p> <p><b>2 対策</b></p>	<p><b>第17節 個別応急対策の迅速・的確な遂行のための事前措置の充実</b></p> <p><b>2 対策</b></p>	
P55	<p>(4) 食料・水・生活必需品物資の供給体制の整備</p> <p>イ 水の供給体制の整備 (<b>総務部危機管理課</b>) (<b>柳井地域広域水道企業団</b>) <b>総務部危機管理課及び柳井地域広域水道企業団</b>は、次のとおり水の供給体制の確保を図る。</p>	<p>(4) 食料・水・生活必需品物資の供給体制の整備</p> <p>イ 水の供給体制の整備 (<b>上下水道部水道課</b>) <b>上下水道部水道課</b>は、次のとおり水の供給体制の確保を図る。</p>	組織改編
P56	<p>(7) 生活ごみ、し尿処理体制の整備 (市民部市民生活課) (<b>建設部</b>下水道課) (周東環境衛生組合) 市民部市民生活課、<b>建設部</b>下水道課、周東環境衛生組合は、災害によって処理場が大きな被害を被った場合、災害によって処理能力を超えるごみ等が発生した場合の仮置場、市外への応援要請、市内土木建設業者、清掃業者並びに衛生業者への応援要請等について協議し、迅速・的確な処理体制の確立に努める。</p> <p>(8) 住宅の確保体制の整備 (建設部<b>建築住宅課</b>) 「第2部 第2章 第3 第9節 住宅の修理、応急仮設住宅等の<b>供与</b>」を参照</p>	<p>(7) 生活ごみ、し尿処理体制の整備 (市民部市民生活課) (<b>上下水道部</b>下水道課) (周東環境衛生組合) 市民部市民生活課、<b>上下水道部</b>下水道課、周東環境衛生組合は、災害によって処理場が大きな被害を被った場合、災害によって処理能力を超えるごみ等が発生した場合の仮置場、市外への応援要請、市内土木建設業者、清掃業者並びに衛生業者への応援要請等について協議し、迅速・的確な処理体制の確立に努める。</p> <p>(8) 住宅の確保体制の整備 (建設部<b>土木課</b>) 「第2部 第2章 第3 第9節 住宅の修理、応急仮設住宅の<b>建設</b>」を参照</p>	組織改編
	<p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1 組織体制の確立</b></p> <p><b>第1節 活動体制の確立</b></p> <p><b>3 災害対策本部の設置</b></p>	<p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1 組織体制の確立</b></p> <p><b>第1節 活動体制の確立</b></p> <p><b>3 災害対策本部の設置</b></p>	
P63	<p>(1) 本部組織の確立</p> <p>オ 本部連絡員 ①本部室と各対策部の連絡調整を図るため、災害救助部庶務班、衛生対策部庶務班、農林水産商工対策部農林水産班、土木港湾対策部土木港湾班<b>及び</b>文教対策部庶務班の職員が、本部連絡員として本部室に詰めるものとする。</p>	<p>(1) 本部組織の確立</p> <p>オ 本部連絡員 ①本部室と各対策部の連絡調整を図るため、災害救助部庶務班、衛生対策部庶務班、農林水産商工対策部農林水産班、土木港湾対策部土木港湾班、<b>文教対策部庶務班及び上下水道対策部水道班</b>の職員が、本部連絡員として本部室に詰めるものとする。</p>	組織改編
P64	<p>ケ 災害対策総合連絡本部 非常災害に際して防災関係機関並びに各種団体等との有機的な協力関係を確保し各種災害情報の共有化を図り、防災及び救助その他緊急措置の適切かつ円滑な実施を行うため、必要に応じて柳井市災害対策総合連絡本部（場所：3階大会議室）（以下「連絡本部」という。）</p>	<p>ケ 災害対策総合連絡本部 非常災害に際して防災関係機関並びに各種団体等との有機的な協力関係を確保し各種災害情報の共有化を図り、防災及び救助その他緊急措置の適切かつ円滑な実施を行うため、必要に応じて柳井市災害対策総合連絡本部（場所：3階大会議室）（以下「連絡本部」という。）</p>	災害対策本部設置時の対応明示 組織追加

	修正案	現行	備考
	<p>を設置する。</p> <p>連絡本部の設置の判断は本部長が行い、設置する場合の庶務は総務部庶務班が担当する。連絡本部には、以下の防災関係機関、各種団体の内から必要な職員の派遣を求めるものとする。</p> <p><u>なお、連絡本部の設置にまで至らない場合においても、必要に応じ、防災関係機関、各種団体に対し、災害対策本部への職員派遣を求めるものとする。</u></p> <p>国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所 農林水産省中国四国農政局 海上保安庁第六管区海上保安本部広島海上保安部柳井海上保安署 陸上自衛隊第17普通科連隊 山口県総合企画部柳井県民局 山口県健康福祉部柳井健康福祉センター 山口県農林水産部柳井農林水産事務所 山口県土木建築部柳井土木建築事務所 <u>柳井地域広域水道企業団</u> 山口県警察本部柳井警察署 柳井地区広域消防組合 柳井市社会福祉協議会 柳井医師会 山口県農業協同組合 南すおう統括本部 山口県東部森林組合 山口県漁業協同組合柳井支店 大島漁業協同組合 柳井商工会議所 大島商工会 柳井市連合婦人会 柳井市赤十字奉仕団 山口県赤十字アマチュア無線奉仕団 各自治会長協議会 柳井郵便局 西日本電信電話株式会社山口支店 日本通運株式会社柳井営業所 中国電力ネットワーク株式会社 柳井ネットワークセンター 防長交通株式会社平生営業所 西日本旅客鉄道株式会社岩国管理駅 応援市町村等その他の関係機関、団体</p>	<p>を設置する。</p> <p>連絡本部の設置の判断は本部長が行い、設置する場合の庶務は総務部庶務班が担当する。連絡本部には、以下の防災関係機関、各種団体の内から必要な職員の派遣を求めるものとする。</p> <p>国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所 農林水産省中国四国農政局 海上保安庁第六管区海上保安本部広島海上保安部柳井海上保安署 陸上自衛隊第17普通科連隊 山口県総合企画部柳井県民局 山口県健康福祉部柳井健康福祉センター 山口県農林水産部柳井農林水産事務所 山口県土木建築部柳井土木建築事務所</p> <p>山口県警察本部柳井警察署 柳井地区広域消防組合 柳井市社会福祉協議会 柳井医師会 山口県農業協同組合 南すおう統括本部 山口県東部森林組合 山口県漁業協同組合柳井支店 大島漁業協同組合 柳井商工会議所 大島商工会 柳井市連合婦人会 柳井市赤十字奉仕団 山口県赤十字アマチュア無線奉仕団 各自治会長協議会 柳井郵便局 西日本電信電話株式会社山口支店 日本通運株式会社柳井営業所 中国電力ネットワーク株式会社 柳井ネットワークセンター 防長交通株式会社平生営業所 西日本旅客鉄道株式会社岩国管理駅 応援市町村等その他の関係機関、団体</p>	

P66	修正案	現行	備考
	<p>〈災害対策本部組織図〉</p> <p>本部長 市長</p> <p>副本部長 副市長</p> <p>本部会議 本部長 副本部長 各対策部長</p> <p>本部室 総務部庶務班 総務部広報班 本部連絡員</p> <p>現地災害 対策本部</p> <p>総務部 庶務班：危機管理課、総務課、工事監理室 広報班：政策企画課、地域づくり推進課、 議会事務局、会計課、 選挙管理委員会事務局、 監査委員事務局 財政班：財政課 出張所班：日積、伊陸、新庄、余田、阿月、 伊保庄、平郡、西平郡、大島</p> <p>災害救助部 庶務班：社会福祉課、人権啓発室 避難救助班：社会福祉課、こどもサポート課、 高齢者支援課、健康増進課、 人権啓発室 救護班：健康増進課、高齢者支援課（保健師）</p> <p>衛生対策部 庶務班：市民生活課 防疫清掃班：市民生活課 協力班：税務課</p> <p><b>(削除)</b> <b>(削除)</b></p> <p>農林水産商工対策部 農林水産班：農林水産課、農業委員会事務局 経済建設班：経済建設課 商工観光班：商工観光課、 企業立地・雇用創造推進室</p> <p>土木港湾対策部 土木港湾班：土木課 <b>建築住宅班：建築住宅課</b> <b>都市下水道班：下水道課、都市計画課</b></p> <p>文教対策部 庶務班：教育総務課 学校教育班：学校教育課 生涯学習班：生涯学習・スポーツ推進課、 人権教育室、文化財室</p> <p>消防対策部 消防団各分団</p> <p>災害対策総合連絡本部 <b>柳井地域広域水道企業団</b> 柳井警察署 柳井地区広域消防組合</p>	<p>〈災害対策本部組織図〉</p> <p>本部長 市長</p> <p>副本部長 副市長</p> <p>本部会議 本部長 副本部長 各対策部長</p> <p>本部室 総務部庶務班 総務部広報班 本部連絡員</p> <p>現地災害 対策本部</p> <p>総務部 庶務班：危機管理課・総務課・工事監理室 広報班：政策企画課・地域づくり推進課・ 議会事務局・会計課・ 選挙管理委員会事務局・ 監査委員事務局 財政班：財政課 出張所班：日積・伊陸・新庄・余田・阿月 伊保庄・平郡・西平郡・大島</p> <p>災害救助部 庶務班：社会福祉課・人権啓発室 避難救助班：社会福祉課・こどもサポート課・ 高齢者支援課・健康増進課・ 人権啓発室 救護班：健康増進課・高齢者支援課（保健師）</p> <p>衛生対策部 庶務班：市民生活課 防疫清掃班：市民生活課 協力班：税務課</p> <p><b>上下水道対策部</b> <b>水道班：水道課</b> <b>下水道班：下水道課</b></p> <p>農林水産商工対策部 農林水産班：農林水産課・農業委員会事務局 経済建設班：経済建設課 商工観光班：商工観光課・ 企業立地・雇用創造推進室</p> <p>土木港湾対策部 土木港湾班：土木課 <b>都市建築班：都市計画・建築課</b></p> <p>文教対策部 庶務班：教育総務課 学校教育班：学校教育課 生涯学習班：生涯学習・スポーツ推進課 人権教育室・文化財室</p> <p>消防対策部 消防団各分団</p> <p>災害対策総合連絡本部 柳井警察署 柳井地区広域消防組合</p>	<p>組織改編 表現の適正化</p>

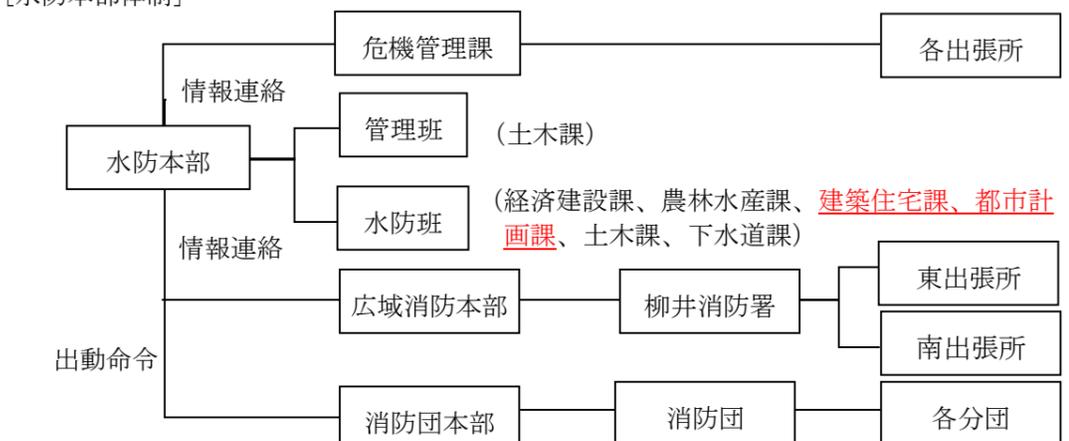
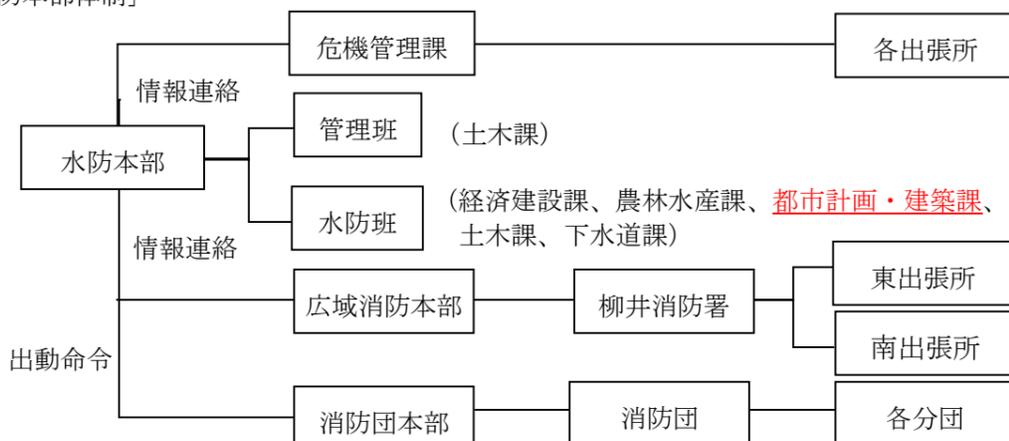
		修正案					現行						備考
P67	〈班の編成及び所掌事務〉						〈班の編成及び所掌事務〉						組織改編
	部	部長	班名	班長	所掌事務	構成課等	部	部長	班名	班長	所掌事務	構成課等	
	総務部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	総務部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	災害救助部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	災害救助部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	衛生対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	衛生対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>	<del>上下水道対策部</del>	<del>上下水道部長</del>	<del>水道班</del>	<del>水道課長</del>	<del>1 水道対策の総括に関する事 2 部内の庶務、連絡調整に関する事 3 浄水、給水及び簡易水道施設の災害対策及び給水視線に関する事 4 給水資機材の確保に関する事 5 漏水・断水の広報に関する事</del>	<del>水道課</del>	
									<del>下水道班</del>	<del>下水道課長</del>	<del>1 下水道施設及び農業集落排水施設の被害調査・復旧に関する事 2 仮設トイレの設置に関する事</del>	<del>下水道課</del>	
	農林水産商工対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	農林水産商工対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	土木港湾対策部	建設部長	土木港湾班	(略)	(略)	(略)	土木港湾対策部	建設部長	土木港湾班	(略)	(略)	(略)	
			<del>建築住宅班</del>	<del>建築住宅課長</del>	(略)	<del>建築住宅課</del>	<del>都市建築班</del>		<del>都市計画・建築課長</del>	(略)	<del>都市計画・建築課</del>		
			<del>都市下水班</del>	<del>下水道課長</del>	<del>1 下水道施設及び農業集落排水施設の被害調査・復旧に関する事 2 仮設トイレの設置に関する事</del>	<del>下水道課 都市計画課</del>							
	文教対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	文教対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
消防対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	消防対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
水防部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	水防部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
P72	<b>第2節 動員配備</b> <b>1 動員配備の時期・区分の決定及び職員の服務</b> (1) 動員の順序 ア 第1警戒体制 (情報班体制) (略) (警戒配備体制) 情報班体制に加え、下水道課、経済建設課の職員で配備し、情報収集及び連絡活動を主として行う。						<b>第2節 動員配備</b> <b>1 動員配備の時期・区分の決定及び職員の服務</b> (1) 動員の順序 ア 第1警戒体制 (情報班体制) (略) (警戒配備体制) 情報班体制に加え、 <u>都市計画・建築課</u> 、下水道課、 <u>農林水産課</u> 、 <u>経済建設課</u> 、 <u>各出張所・連絡所</u> 職員で配備し、情報収集及び連絡活動を主として行う。						誤記の修正

	修正案	現行	備考																																																								
P73	<p>(3) 課別動員体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備課</th> <th>職員参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1警戒体制</td> <td>情報班体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2警戒体制</td> <td>風水害対策 高潮注意報（警報言及） 大雨警報・洪水警報・暴風警報・高潮警報・暴風雪警報・波浪警報</td> <td>危機管理課 総務課 土木課 <u>建築住宅課</u> <u>都市計画課</u> 下水道課 農林水産課 経済建設課 政策企画課 地域づくり推進課 各出張所・連絡所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害警戒本部体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害対策本部体制</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配備体制		配備基準	配備課	職員参集基準	第1警戒体制	情報班体制	(略)	(略)	(略)	警戒配備体制	(略)	(略)	第2警戒体制		風水害対策 高潮注意報（警報言及） 大雨警報・洪水警報・暴風警報・高潮警報・暴風雪警報・波浪警報	危機管理課 総務課 土木課 <u>建築住宅課</u> <u>都市計画課</u> 下水道課 農林水産課 経済建設課 政策企画課 地域づくり推進課 各出張所・連絡所	(略)	災害警戒本部体制		(略)	(略)	(略)	災害対策本部体制			(略)		<p>(3) 課別動員体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備課</th> <th>職員参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1警戒体制</td> <td>情報班体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2警戒体制</td> <td>風水害対策 高潮注意報（警報言及） 大雨警報・洪水警報・暴風警報・高潮警報・暴風雪警報・波浪警報</td> <td>危機管理課 総務課 土木課 <u>都市計画・建築課</u> 下水道課 農林水産課 経済建設課 政策企画課 地域づくり推進課 各出張所・連絡所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害警戒本部体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害対策本部体制</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配備体制		配備基準	配備課	職員参集基準	第1警戒体制	情報班体制	(略)	(略)	(略)	警戒配備体制	(略)	(略)	第2警戒体制		風水害対策 高潮注意報（警報言及） 大雨警報・洪水警報・暴風警報・高潮警報・暴風雪警報・波浪警報	危機管理課 総務課 土木課 <u>都市計画・建築課</u> 下水道課 農林水産課 経済建設課 政策企画課 地域づくり推進課 各出張所・連絡所	(略)	災害警戒本部体制		(略)	(略)	(略)	災害対策本部体制			(略)		組織改編
配備体制		配備基準	配備課	職員参集基準																																																							
第1警戒体制	情報班体制	(略)	(略)	(略)																																																							
	警戒配備体制	(略)	(略)																																																								
第2警戒体制		風水害対策 高潮注意報（警報言及） 大雨警報・洪水警報・暴風警報・高潮警報・暴風雪警報・波浪警報	危機管理課 総務課 土木課 <u>建築住宅課</u> <u>都市計画課</u> 下水道課 農林水産課 経済建設課 政策企画課 地域づくり推進課 各出張所・連絡所	(略)																																																							
災害警戒本部体制		(略)	(略)	(略)																																																							
災害対策本部体制			(略)																																																								
配備体制		配備基準	配備課	職員参集基準																																																							
第1警戒体制	情報班体制	(略)	(略)	(略)																																																							
	警戒配備体制	(略)	(略)																																																								
第2警戒体制		風水害対策 高潮注意報（警報言及） 大雨警報・洪水警報・暴風警報・高潮警報・暴風雪警報・波浪警報	危機管理課 総務課 土木課 <u>都市計画・建築課</u> 下水道課 農林水産課 経済建設課 政策企画課 地域づくり推進課 各出張所・連絡所	(略)																																																							
災害警戒本部体制		(略)	(略)	(略)																																																							
災害対策本部体制			(略)																																																								
P142	<p>第2 初動期における災害応急対策活動</p> <p>第14節 緊急給水体制の確立</p> <p style="text-align: right;"><u>総務部庶務班、広報班</u> <u>柳井地域広域水道企業団</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎大災害が発生したときは、上水道施設及び簡易水道施設の損壊等による断水が予想されることから、迅速かつ確かな応急対策活動ができるように必要な措置を講じておく必要がある。<u>そのため、市と柳井地域広域水道企業団は、災害協定を締結し、連携して対応することとする。</u></p> <p>☆住民へ正確な情報を伝達し、混乱を生じないように給水活動を進める。</p> </div> <p>1 給水需要の把握</p> <p>災害の発生により、市内の全域にわたって給水機能が停止し、復旧に相当期間を要すると判断される場合は、直ちに応急給水業務を開始する。</p> <p>市内の一部で給水機能が停止した際は、<u>柳井地域広域水道企業団</u>は、その状況を把握し、本部室（総務部庶務班）<u>に次の内容を報告するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第2 初動期における災害応急対策活動</p> <p>第14節 緊急給水体制の確立</p> <p style="text-align: right;"><u>上下水道対策部水道班</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎大災害が発生したときは、上水道施設及び簡易水道施設の損壊等による断水が予想されることから、迅速かつ確かな応急対策活動ができるように必要な措置を講じておく必要がある。</p> <p>☆住民へ正確な情報を伝達し、混乱を生じないように給水活動を進める。</p> </div> <p>1 給水需要の把握</p> <p>災害の発生により、市内の全域にわたって給水機能が停止し、復旧に相当期間を要すると判断される場合は、直ちに応急給水業務を開始する。</p> <p>市内の一部で給水機能が停止した際は、<u>上下水道対策部水道班</u>は、その状況を把握し、本部室（総務部庶務班）<u>へ報告するものとする。</u></p> <p><u>報告する内容は、次のとおりによる。</u></p>	<p>組織改編</p> <p>内容の適正化</p> <p>組織改編 表現の適正化</p>																																																								

	修正案	現行	備考
P143	<p><b>2 緊急給水体制の確立</b>  <u>総務部庶務班及び柳井地域広域水道企業団</u>は、<u>災害協定に基づき</u>、災害発生時において次の体制を確立する。</p> <p>(2) 給水量、給水方法、給水施設の応急復旧計画については、給水需要や給水施設の被害状況・復旧見込み、施設の重要度（病院、避難所等施設に対する優先供給）等を考慮し、本部と協議のうえ、<u>決定</u>する。</p> <p><b>3 緊急給水活動</b></p> <p>(4) 給水<u>の広報</u>  <u>緊急給水活動の実施と同時に、総務部広報班は、住民に対し、給水広報等の活動を行う。</u>  その内容は、次のとおりである。</p> <p><u>ウ（削除）</u></p>	<p><b>2 緊急給水体制の確立</b>  <u>上下水道対策部水道班</u>は、災害発生時において次の体制を確立する。</p> <p>(2) 給水量、給水方法、給水施設の応急復旧計画については、<u>上下水道対策部長</u>が給水需要や給水施設の被害状況・復旧見込み、施設の重要度（病院、避難所等施設に対する優先供給）等を考慮し、本部と協議のうえ、<u>指示</u>する。</p> <p><b>3 緊急給水活動</b></p> <p>(4) 給水<u>広報担当</u>  <u>緊急給水活動を実施するのと同時に、広報担当（緊急給水体制における）は、住民に対し給水広報等の活動を総務部広報班との連携のもとに行うものとする。</u>  その内容は、次のとおりである。</p> <p><u>ウ 給水所代表者からの給水に関する問い合わせ・要望の把握</u></p>	<p>組織改編  内容の適正化</p> <p>内容の適正化</p>
P149	<p><b>第3 救援期における災害応急対策活動</b></p> <p><b>第1節 災害情報等の収集報告</b></p> <p style="text-align: right;">総務部庶務班、各担当班  <u>柳井地域広域水道企業団</u></p> <p><b>1 災害情報・被害状況の把握</b></p> <p>(2) 被害状況の調査</p> <p>カ 上下水道施設等被害  上水道施設及び簡易水道施設については<u>柳井地域広域水道企業団</u>が、また、下水道施設及び農業集落排水施設については<u>土木港湾対策部都市下水道班</u>がそれぞれ調査を実施する。</p>	<p><b>第3 救援期における災害応急対策活動</b></p> <p><b>第1節 災害情報等の収集報告</b></p> <p style="text-align: right;">総務部庶務班、各担当班</p> <p><b>1 災害情報・被害状況の把握</b></p> <p>(2) 被害状況の調査</p> <p>カ 上下水道施設等被害  上水道施設及び簡易水道施設については<u>上下水道対策部水道班</u>が、また、下水道施設及び農業集落排水施設については<u>上下水道対策部下水道班</u>がそれぞれ調査を実施する。</p>	<p>組織追加</p> <p>組織改編</p>

	修正案	現行	備考																																																																																																						
P155	<p><b>第3節 災害救助法の適用</b></p> <p><b>1 災害救助法の適用</b></p> <p>(4) 応急救助の実施</p> <p>災害救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>本計画</th> <th>担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救助の総括</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被害状況等の調査・報告</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>第2部 第2章 第3 第9節</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理</td> <td>住宅の修理、応急仮設住宅等の供与</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td>第2部 第2章 第2 第15節 緊急給水体制の確立</td> <td>総務部、柳井 地域広域水道 企業団</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>遺体の捜索</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>遺体の処理</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業務</td> <td>輸送協力</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>労務協力</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	本計画	担当部署	救助の総括	(略)	(略)	被害状況等の調査・報告	(略)	(略)	避難所の設置	(略)	(略)	応急仮設住宅の供与	第2部 第2章 第3 第9節	(略)	被災した住宅の応急修理	住宅の修理、応急仮設住宅等の供与	(略)	炊き出しその他による食品の給与	(略)	(略)	飲料水の給与	第2部 第2章 第2 第15節 緊急給水体制の確立	総務部、柳井 地域広域水道 企業団	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	(略)	(略)	学用品の給与	(略)	(略)	医療及び助産	(略)	(略)	被災者の救出	(略)	(略)	遺体の捜索	(略)	(略)	遺体の処理	埋葬	障害物の除去	(略)	(略)	業務	輸送協力	(略)	(略)	労務協力	(略)	(略)	<p><b>第3節 災害救助法の適用</b></p> <p><b>1 災害救助法の適用</b></p> <p>(4) 応急救助の実施</p> <p>災害救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>本計画</th> <th>担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救助の総括</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被害状況等の調査・報告</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>第2部 第2章 第3 第9節</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理</td> <td>住宅の修理、応急仮設住宅の建設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td>第2部 第2章 第2 第15節 緊急給水体制の確立</td> <td>上下水道対策 部</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>遺体の捜索</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>遺体の処理</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業務</td> <td>輸送協力</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>労務協力</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	本計画	担当部署	救助の総括	(略)	(略)	被害状況等の調査・報告	(略)	(略)	避難所の設置	(略)	(略)	応急仮設住宅の供与	第2部 第2章 第3 第9節	(略)	被災した住宅の応急修理	住宅の修理、応急仮設住宅の建設	(略)	炊き出しその他による食品の給与	(略)	(略)	飲料水の給与	第2部 第2章 第2 第15節 緊急給水体制の確立	上下水道対策 部	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	(略)	(略)	学用品の給与	(略)	(略)	医療及び助産	(略)	(略)	被災者の救出	(略)	(略)	遺体の捜索	(略)	(略)	遺体の処理	埋葬	障害物の除去	(略)	(略)	業務	輸送協力	(略)	(略)	労務協力	(略)	(略)	組織改編、追加 誤記の修正
救助の種類	本計画	担当部署																																																																																																							
救助の総括	(略)	(略)																																																																																																							
被害状況等の調査・報告	(略)	(略)																																																																																																							
避難所の設置	(略)	(略)																																																																																																							
応急仮設住宅の供与	第2部 第2章 第3 第9節	(略)																																																																																																							
被災した住宅の応急修理	住宅の修理、応急仮設住宅等の供与	(略)																																																																																																							
炊き出しその他による食品の給与	(略)	(略)																																																																																																							
飲料水の給与	第2部 第2章 第2 第15節 緊急給水体制の確立	総務部、柳井 地域広域水道 企業団																																																																																																							
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	(略)	(略)																																																																																																							
学用品の給与	(略)	(略)																																																																																																							
医療及び助産	(略)	(略)																																																																																																							
被災者の救出	(略)	(略)																																																																																																							
遺体の捜索	(略)	(略)																																																																																																							
遺体の処理																																																																																																									
埋葬																																																																																																									
障害物の除去	(略)	(略)																																																																																																							
業務	輸送協力	(略)	(略)																																																																																																						
	労務協力	(略)	(略)																																																																																																						
救助の種類	本計画	担当部署																																																																																																							
救助の総括	(略)	(略)																																																																																																							
被害状況等の調査・報告	(略)	(略)																																																																																																							
避難所の設置	(略)	(略)																																																																																																							
応急仮設住宅の供与	第2部 第2章 第3 第9節	(略)																																																																																																							
被災した住宅の応急修理	住宅の修理、応急仮設住宅の建設	(略)																																																																																																							
炊き出しその他による食品の給与	(略)	(略)																																																																																																							
飲料水の給与	第2部 第2章 第2 第15節 緊急給水体制の確立	上下水道対策 部																																																																																																							
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	(略)	(略)																																																																																																							
学用品の給与	(略)	(略)																																																																																																							
医療及び助産	(略)	(略)																																																																																																							
被災者の救出	(略)	(略)																																																																																																							
遺体の捜索	(略)	(略)																																																																																																							
遺体の処理																																																																																																									
埋葬																																																																																																									
障害物の除去	(略)	(略)																																																																																																							
業務	輸送協力	(略)	(略)																																																																																																						
	労務協力	(略)	(略)																																																																																																						
P169	<p><b>第8節 ごみ及びし尿の収集処理</b></p> <p>衛生対策部防疫清掃班 <u>土木港湾対策部都市下水道班</u></p>	<p><b>第8節 ごみ及びし尿の収集処理</b></p> <p>衛生対策部防疫清掃班 <u>上下水道対策部下水道班</u></p>	組織改編																																																																																																						
P170	<p><b>2 し尿処理</b></p> <p>(1) 下水道施設等被害状況の把握</p> <p>市内では、一部区域において公共下水道及び農業集落排水の整備が行われ、処理がなされている。</p> <p>この区域においては、災害の発生に伴い、上水道、簡易水道の断水及び下水道、農業集落排水管渠の破損、処理場の機能停止等により、通常の上尿処理に支障をきたすことが生じる。</p>	<p><b>2 し尿処理</b></p> <p>(1) 下水道施設等被害状況の把握</p> <p>市内では、一部区域において公共下水道及び農業集落排水の整備が行われ、処理がなされている。</p> <p>この区域においては、災害の発生に伴い、上水道、簡易水道の断水及び下水道、農業集落排水管渠の破損、処理場の機能停止等により、通常の上尿処理に支障をきたすことが生じる。</p>	組織改編																																																																																																						

	修正案	現行	備考
	<p>このため、<u>土木港湾対策部都市下水道班</u>は、下水道等処理区域の管渠等施設被害状況及び下水道等の使用できない戸数、し尿の排出量を把握する。</p> <p>(2) 下水道施設等被害等における対策</p> <p>ア <u>土木港湾対策部都市下水道班</u>は、下水道、農業集落排水管渠等施設の破損や処理場施設の機能停止により、下水道等の使用を制限する必要があるときは、総務部広報班と連携して広報車、チラシ、立て看板等の手段を用いて周知を図る。</p> <p>イ <u>土木港湾対策部都市下水道班</u>は、下水道等処理区域内の避難所及び公用地等の適地に、世帯数、人口又は避難住民の排出量を考慮し、貯留式仮設トイレの調達、設置を行う。</p>	<p>このため、<u>上下水道対策部下水道班</u>は、下水道等処理区域の管渠等施設被害状況及び下水道等の使用できない戸数、し尿の排出量を把握する。</p> <p>(2) 下水道施設等被害等における対策</p> <p>ア <u>上下水道対策部下水道班</u>は、下水道、農業集落排水管渠等施設の破損や処理場施設の機能停止により、下水道等の使用を制限する必要があるときは、総務部広報班と連携して広報車、チラシ、立て看板等の手段を用いて周知を図る。</p> <p>イ <u>上下水道対策部下水道班</u>は、下水道等処理区域内の避難所及び公用地等の適地に、世帯数、人口又は避難住民の排出量を考慮し、貯留式仮設トイレの調達、設置を行う。</p>	組織改編
P172	<p><b>第9節 住宅の修理、応急仮設住宅等の供与</b></p> <p style="text-align: right;">土木港湾対策部<u>建築住宅班</u> 農林水産商工対策部商工観光班</p>	<p><b>第9節 住宅の修理、応急仮設住宅等の供与</b></p> <p style="text-align: right;">土木港湾対策部<u>都市建築班</u> 農林水産商工対策部商工観光班</p>	組織改編
P184	<p><b>第14節 上、下水道施設等の応急復旧</b></p> <p style="text-align: right;"><u>(削除)</u> <u>土木港湾対策部都市下水道班</u> <u>柳井地域広域水道企業団</u></p> <p><b>1 上水道施設等の応急復旧</b></p> <p>(1) 災害時における活動</p> <p>災害が発生し、上水道施設及び簡易水道施設に被害が生じた場合、<u>柳井地域広域水道企業団</u>は、次のように活動を行い、復旧の体制を確立する。</p> <p><b>2 下水道施設等の応急復旧</b></p> <p>災害が発生し、下水道施設及び農業集落排水施設に被害が生じた場合、<u>土木港湾対策部都市下水道班</u>は、本章「第3 第8節 ごみ及びし尿の処理収集」により被害情報収集等活動を行う。 (略)</p> <p><b>3 被害状況、応急復旧の進捗状況に関する広報</b></p> <p><u>柳井地域広域水道企業団及び土木港湾対策部都市下水道班</u>は、被害状況及び応急復旧の進捗状況の情報を随時収集し、復旧の見通しなどと併せて、総務部広報班を通じて住民への広報に努める。 (本章「第3 第2節 広報活動」を参照)</p>	<p><b>第14節 上、下水道施設等の応急復旧</b></p> <p style="text-align: right;"><u>上下水道対策部水道班</u> <u>上下水道対策部下水道班</u></p> <p><b>1 上水道施設等の応急復旧</b></p> <p>(1) 災害時における活動</p> <p>災害が発生し、上水道施設及び簡易水道施設に被害が生じた場合、<u>上下水道対策部水道班</u>は、次のように活動を行い、復旧の体制を確立する。</p> <p><b>2 下水道施設等の応急復旧</b></p> <p>災害が発生し、下水道施設及び農業集落排水施設に被害が生じた場合、<u>上下水道対策部下水道班</u>は、本章「第3 第8節 ごみ及びし尿の処理収集」により被害情報収集等活動を行う。 (略)</p> <p><b>3 被害状況、応急復旧の進捗状況に関する広報</b></p> <p><u>上・下水道施設の各担当部</u>は、被害状況及び応急復旧の進捗状況の情報を随時収集し、復旧の見通しなどと併せて、総務部広報班を通じて住民への広報に努める。 (本章「第3 第2節 広報活動」を参照)</p>	組織改編  組織改編  組織改編

P197	修正案	現行	備考																		
	<p>第3章 柳井市水防計画 第2節 水防組織 1 市の水防組織 (3) 水防本部体制</p> <p>[水防本部体制]</p>  <p>[水防本部の業務分掌]</p> <table border="1" data-bbox="311 987 1335 1365"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>所掌事務</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること</li> <li>河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。</li> <li>砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。</li> </ul> </td> <td>                     経済建設課                      農林水産課                      建築住宅課                      都市計画課                      土木課                      下水道課                 </td> </tr> </tbody> </table>	班	所掌事務	担当課	管理班	(略)	(略)	水防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること</li> <li>河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。</li> <li>砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。</li> </ul>	経済建設課 農林水産課 建築住宅課 都市計画課 土木課 下水道課	<p>第3章 柳井市水防計画 第2節 水防組織 1 市の水防組織 (3) 水防本部体制</p> <p>[水防本部体制]</p>  <p>[水防本部の業務分掌]</p> <table border="1" data-bbox="1513 987 2537 1344"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>所掌事務</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること</li> <li>河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。</li> <li>砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。</li> </ul> </td> <td>                     経済建設課                      農林水産課                      都市計画・建築課                      土木課                      下水道課                 </td> </tr> </tbody> </table>	班	所掌事務	担当課	管理班	(略)	(略)	水防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること</li> <li>河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。</li> <li>砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。</li> </ul>	経済建設課 農林水産課 都市計画・建築課 土木課 下水道課	組織改編
班	所掌事務	担当課																			
管理班	(略)	(略)																			
水防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること</li> <li>河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。</li> <li>砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。</li> </ul>	経済建設課 農林水産課 建築住宅課 都市計画課 土木課 下水道課																			
班	所掌事務	担当課																			
管理班	(略)	(略)																			
水防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること</li> <li>河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。</li> <li>砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。</li> </ul>	経済建設課 農林水産課 都市計画・建築課 土木課 下水道課																			

	修正案	現行	備考																																																		
P201	<p>第6節 ダム、排水機場及び雨水ポンプ場等</p> <p>1 ダム、排水機場及び雨水ポンプ場</p> <p>[雨水ポンプ場]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>宮本雨水ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>大水道雨水ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>田布路木雨水ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>千才ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>西田布路木ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>築出ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>宮の下ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr> <tr><td>苗代地ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>古開作雨水ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>江の浦ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>東土穂石雨水ポンプ場</u></td><td><u>柳井市</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	管理	宮本雨水ポンプ場	(略)	大水道雨水ポンプ場	(略)	田布路木雨水ポンプ場	(略)	千才ポンプ場	(略)	西田布路木ポンプ場	(略)	築出ポンプ場	(略)	宮の下ポンプ場	(略)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	苗代地ポンプ場	(略)	古開作雨水ポンプ場	(略)	江の浦ポンプ場	(略)	<u>東土穂石雨水ポンプ場</u>	<u>柳井市</u>	<p>第6節 ダム、排水機場及び雨水ポンプ場等</p> <p>1 ダム、排水機場及び雨水ポンプ場</p> <p>[雨水ポンプ場]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>宮本雨水ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>大水道雨水ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>田布路木雨水ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>千才ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>西田布路木ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>築出ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>宮の下ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>土穂石ポンプ場</u></td><td><u>柳井市</u></td></tr> <tr><td>苗代地ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>古開作雨水ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>江の浦ポンプ場</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	管理	宮本雨水ポンプ場	(略)	大水道雨水ポンプ場	(略)	田布路木雨水ポンプ場	(略)	千才ポンプ場	(略)	西田布路木ポンプ場	(略)	築出ポンプ場	(略)	宮の下ポンプ場	(略)	<u>土穂石ポンプ場</u>	<u>柳井市</u>	苗代地ポンプ場	(略)	古開作雨水ポンプ場	(略)	江の浦ポンプ場	(略)	<p>新設に伴う内容の適正化</p>
名称	管理																																																				
宮本雨水ポンプ場	(略)																																																				
大水道雨水ポンプ場	(略)																																																				
田布路木雨水ポンプ場	(略)																																																				
千才ポンプ場	(略)																																																				
西田布路木ポンプ場	(略)																																																				
築出ポンプ場	(略)																																																				
宮の下ポンプ場	(略)																																																				
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																				
苗代地ポンプ場	(略)																																																				
古開作雨水ポンプ場	(略)																																																				
江の浦ポンプ場	(略)																																																				
<u>東土穂石雨水ポンプ場</u>	<u>柳井市</u>																																																				
名称	管理																																																				
宮本雨水ポンプ場	(略)																																																				
大水道雨水ポンプ場	(略)																																																				
田布路木雨水ポンプ場	(略)																																																				
千才ポンプ場	(略)																																																				
西田布路木ポンプ場	(略)																																																				
築出ポンプ場	(略)																																																				
宮の下ポンプ場	(略)																																																				
<u>土穂石ポンプ場</u>	<u>柳井市</u>																																																				
苗代地ポンプ場	(略)																																																				
古開作雨水ポンプ場	(略)																																																				
江の浦ポンプ場	(略)																																																				
P206	<p>第10節 水防信号</p> <p>2 黒杭川ダム操作細則及び黒杭川上流ダム操作細則に定めるサイレン又は疑似音の吹鳴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">通知する時間</th> <th>発信の方法</th> </tr> <tr> <th>サイレン吹鳴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放流</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>放流連絡系統図（約1時間前）</p> <pre>     graph LR       A[黒杭川ダム管理所] --- B[県河川課ダム班]       A --- C[柳井土木建築事務所]       A --- D[柳井市役所]       A --- E[柳井地域広域水道企業団]       A --- F[柳井警察署]       A --- G[柳井地区広域消防本部]       A --- H[柳北小学校]       B --- I[柳井川排水機場]       C --- J[建設部(土木課・下水道課)]       D --- K[<u>(削除)</u>]       D --- L[経済部(経済建設課)]       F --- M[柳井駅前交番]     </pre>	種類	通知する時間	発信の方法	サイレン吹鳴	放流	(略)	(略)	<p>第10節 水防信号</p> <p>2 黒杭川ダム操作細則及び黒杭川上流ダム操作細則に定めるサイレン又は疑似音の吹鳴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">通知する時間</th> <th>発信の方法</th> </tr> <tr> <th>サイレン吹鳴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放流</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>放流連絡系統図（約1時間前）</p> <pre>     graph LR       A[黒杭川ダム管理所] --- B[県河川課ダム班]       A --- C[柳井土木建築事務所]       A --- D[柳井市役所]       A --- E[柳井警察署]       A --- F[柳井地区広域消防本部]       A --- G[柳北小学校]       B --- H[柳井川排水機場]       C --- I[建設部(土木課)]       D --- J[<u>上下水道部(水道課・下水道課)</u>]       D --- K[経済部(経済建設課)]       E --- L[柳井駅前交番]     </pre>	種類	通知する時間	発信の方法	サイレン吹鳴	放流	(略)	(略)	<p>組織改編</p>																																				
種類	通知する時間			発信の方法																																																	
		サイレン吹鳴																																																			
放流	(略)	(略)																																																			
種類	通知する時間	発信の方法																																																			
		サイレン吹鳴																																																			
放流	(略)	(略)																																																			
P219	<p>第3部 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 被災者の復旧支援</p> <p>第2節 住宅の建設</p> <p>土木港湾対策部<u>建築住宅班</u></p>	<p>第3部 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 被災者の復旧支援</p> <p>第2節 住宅の建設</p> <p>土木港湾対策部<u>都市建築班</u></p>	<p>組織改編</p>																																																		